



日進赤池箕ノ手土地区画整理組合

区画整理だより

＜発行日＞
令和7年9月吉日
＜発行＞
日進赤池箕ノ手土地区画整理組合
理事長 山田秀和
※組合事務所
日進市赤池町箕ノ手2番地1155
Tel/Fax. (052) 807-3126
＜ホームページアドレス＞
<http://www.nisshin-akaike.com/>

「今後の予定等について」

理事長 山田 秀和

仲秋の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のことと心からお喜び申し上げます。

冒頭のご挨拶に際しまして、これまでの度重なる事業延伸等に伴い、事業費不足となったことについて、組合役員を代表して、深くお詫び申し上げます。

事業費の収支見込状況及び賦課金検討につきましては、引き続き精査及び検討中ではありますが、10月に3回目の全体説明会を予定しております。

また、事業計画変更につきましては、現在愛知県と協議中であり、協議内容が整い次第、総代会で審議いただく予定をしております。

早期資金計画案の見通しと工事完了及び保留地販売の促進等、新役員一同一丸となって努めてまいりますので、引き続き、組合員の皆様のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第七期 保留地販売（入札）のお知らせ

- 申込期間 令和7年10月25日（土）～10月29日（水） 午前10時～午後4時
- 受付場所 日進赤池箕ノ手土地区画整理組合事務所
- 入札日 令和7年11月1日（土） 午前10時～
- 会場 日進赤池箕ノ手土地区画整理組合事務所

※ 詳細については、9月22日（月）に組合ホームページ掲載予定

保留地の詳細情報は、
組合ホームページを
ご覧ください

日進赤池ヒルズ



■草刈り等について（お願い）

すでに使用収益開始された
土地については、境界杭の保全
及び草刈り等自己管理してい
だきますようお願いいたします。



◇ 目 次 ◇

- | | |
|-------------|------|
| ・今後の予定等について | …1 頁 |
| ・総代の就任について | …2 頁 |
| ・第7回総会のご報告 | …2 頁 |
| ・全体説明会のご報告 | …3 頁 |
| ・組合からのお願い | …4 頁 |

総代の就任について

令和7年6月18日（水）に本組合の総代選挙を開催し、下記の総代45名の就任が確定しましたので、ご報告させていただきます。（敬称略）

足立 誠	㈱いのうえ住宅産業 代表取締役 井上伸城	岩田憲明	上田美智恵	蟹江勝好
蟹江道子	蟹江幸久	川村栄治	川村博之	川村 勝
鬼頭信男	鬼頭 亮	小池澄江	小池設夫	小池 誠
小池真里子	小池雄二	小池由成	近藤繁久	近藤洋司
近藤 真	近藤了資	酒井紀子	杉浦薫枝	地福幸二
早川一三	早川貞彦	早川俊道	早川伸行	早川光子
福岡一成	福岡 孝	福岡輝恭	福岡雅子	宮崎俊男
山下由美子	山田武雄	山田達也	山田 環	山田幹雄
山田保雄	山田雄志	山田督昌	横地義敬	㈱ワンダーランド 代表取締役 佐々佳広

第7回総会のご報告

令和7年7月26日（土）開催の第7回総会において、次のとおり提案した議案は、原案どおり可決承認されました。

議 案	内 容
議案第1号	理事の補欠選挙（選任）について
議案第2号	定款の一部変更について

■ 理事の補欠選挙（選任）について

第7回総会において理事の補欠選挙（選任）が行われ、山田諄司氏が選任されました。

■ 定款の一部変更について

- ・定款第16条（役員の被選挙権）および第41条（総代の被選挙権）
「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和4年法律第68号）の施行に伴い、「禁錮」を「拘禁刑」に変更
- ・定款第85条（公告の方法）デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）の施行に伴い、第85条の公告の方法に「電気通信回線に接続して行う自動公衆送信」を追加

全体説明会のご報告

第7回総会の議案審議終了後に、組合事業の資金状況及び賦課金制度等の説明をさせていただきました。

【全体説明会での主な質疑応答】

■ 事業費について

Q：今になってなぜ資金不足に至ったのか。

A：事業延伸と昨今の物価上昇や地中埋設物の処理費用など新たな要因で発生したものが重なったためです。

Q：賦課金制度の検討費用については、誰に支払うのか。

A：賦課金算定業務については、委託として発注したコンサルタント会社に支払います。

Q：調整池の一部公園化による新規保留地確保について、もう少し詳しく説明をして下さい。

A：公園緑地を確保することは一定のルールで必要面積を確保することが前提となりますが、位置変更等については、都市計画の手続きが必要となります。都市計画は市全域で決定されるものであるため、その変更理由の説明が難しかったことや安全面等での課題もあり、調整池の一部公園化は変更することが出来ませんでした。

Q：物価上昇など予測できなかったことは理解出来るが、行政等に対して何か支援を求めたのか。

A：補助要綱等に基づき、本事業には国・県・市から約36億円の補助金が導入されております。また、平成30年の第5回事業計画変更時には、資金不足により、国・県・市から追加の補助金に加え、組合が本来担うべき工事の一部を市が肩代わりする形と合わせて、約5億円の支援を行っております。地権者の皆様からのご意見については、市内部でも報告させていただきますが、過去に支援をさせていただいている経緯等もあるため、追加支援のハードルは高いことをご理解いただきたいと思います。

Q：組合の方で署名を募って、組合員の総意として、日進市に再度支援をお願いすることなど検討できないか。

A：ご提案については、役員会で協議させていただきたいと思います。

■ 賦課金について

Q：免除規定の内容が理解出来ない。平等に負担する方法が公平なのではないか。

A：いただいた意見も踏まえて再度、役員会で検討させていただきます。賦課金制度については、最終的には総会で決めていただくこととなります。

Q：このような事業費不足となった責任の所在を整理し、資金不足の解消として賦課金だけではなく、他の資金の集め方も含めて検討課題としていただきたい。

A：ご意見も踏まえて検討してまいります。また、具体的なご提案等ございましたら寄せていただければと思います。

組合からのお願い

・土地の名義等を変更された方・住所変更された方へ

地区内の土地で、下記のような変更をなされた方は、その土地の『登記事項証明書』を、組合員皆様方の転居等により住所変更された方は『住民票（写し）』を、組合に必ずご提出下さい。

（申請書類は組合にありますので、お問い合わせ下さい。）

- | | |
|--------------------|--|
| ① 売買されたとき | ④ 複数名義から単独名義になったとき |
| ② 贈与、相続されたとき | ⑤ 合筆、分筆されたとき |
| ③ 単独名義から複数名義になったとき | ⑥ その他登記事項証明書の内容に変更があったとき（但し、抵当権のみの変更は除く） |

・建築等の行為をされる方へ【土地区画整理法第76条申請が必要です。】

土地区画整理事業施行区域内では、事業計画決定の公告があった日の翌日から換地処分の公告の日まで、以下の行為について制限を受けることになります。

1. 建築物その他の工作物の新築、改築、又は増築を行う場合
2. 重量が5トンを超える物件の設置又は堆積
3. 土地の形質の変更

これらに該当する行為を行う場合は、日進市長の許可が必要となり、一定の許可申請手続きをお願いすることになります。この手続きは事業の支障となる行為を排除し、円滑な事業推進を図るためのものです。万一、無許可でこれらの行為を行ったり、許可条件に違反した場合は、土地の原状回復、建築物又は工作物の排除を命じることがありますので、十分ご理解いただきたいと思います。

（申請書類は組合にありますので、お問い合わせ下さい。）

・土地の立入について

測量及び調査のために、土地に立入りさせていただく場合がありますので、皆様方のご理解、ご協力をお願いします。

なお、民家等敷地内に立入りさせていただく場合には、あらかじめ連絡させていただいた上で、立入りさせていただきますので、よろしくお願いします。 立入時間：日の出より日没まで

組合ホームページについて

当地区は、本区画整理事業の内容等を広く知ってもらうための情報窓口として、公式ウェブサイト「STATION CITY 日進赤池ヒルズ」を開設しておりますので、ご覧下さい。

＜ホームページアドレス：http://www.nisshin-akaike.com/>

問い合わせ先（組合事務所）

住 所：〒470-0126

日進市赤池町箕ノ手2番地1155

電 話：052（807）3126

執務時間：平日：月曜日から金曜日

午前9時から午後4時まで

（但し、正午から午後1時までは休務）

休日：土日及び祝日並びに組合が休務と定めた日（年末・年始・お盆）